

令和6年度第8回庁議 議事要旨(記録)

開 催 日	令和 6 年 5 月 2 8 日
開催場所	市長公室
開始時間	午前 1 0 時 0 0 分
終了時間	午前 1 0 時 1 5 分

庁議内容

付 議 1 (仮称) 国立市困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画の策定について

出席者（14名）

市議メンバー
(14名)

市長
副市長
教育長
政策経営部長
行政管理部長
健康福祉部長
地域包括ケア・健康づくり推進担当部長
子ども家庭部長
生活環境部長
都市整備部長
基盤整備担当部長
会計管理者
議会事務局長
教育部長

代理出席者
(0名)

【 議 付 】

1. (仮称) 国立市困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画の策定について
説明員：市長室長
(内容は別紙「庁議付議事案 審議要旨」のとおり)

庁議付議事案 審議要旨（記録）（令和6年5月28日開催）

付議事案名: 案件名（仮称）国立市困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画の策定について

提案課 政策経営部市長室

議事要旨公開・時限非公開の別

- ① ☒ 決裁後公開します
② ☐ （庁議で集約）後公開します

（※②をチェックした場合、その理由）

1. 付議事案の概要

1. 付議目的（理由）

女性の抱える困難な問題が多様化するとともに複合化している中、支援を必要とする女性が抱える問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）（以下「法」という。）が成立し、令和6年4月より施行となった。
法第8条第3項に基づき、本市における困難な問題を抱える女性への支援のための施策の実施に関する基本的な計画を策定するため、スケジュールの共有や関係部局との協議等について庁内の合意形成を図ることを目的に付議するものである。

2. 経過及び現状

令和6年5月に国立市男女平等推進本部において、「（仮称）国立市困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画」（以下、「基本計画」という。）の策定について報告し、令和6年6月には、国立市男女平等推進市民委員会へ「（仮称）国立市困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画の策定について」諮問予定。

3. 具体的な措置

庁内関係部署や関連事業者、団体等へヒアリングを実施。基本計画素案を作成後、パブリックコメントを実施し、令和6年第4回定例会総務文教委員会に報告事項として「（仮称）国立市困難な問題を抱える女性への支援にかかる基本計画（素案）」を報告する。

2. 集約

原案の内容で確認し、事務を行っていく。

3. 主な意見・質疑・確認事項等

【主な意見・質疑等】

- ・計画策定までタイトなスケジュールとなっているが問題はないか。
→市の姿勢を示す意味合いや内外部からの要請もあるので、令和6年度内に計画を策定できるよう事務を行っていく。